

日露戦争当時の別府町の稲作指導

小 玉 洋 美

昭和十年以前に生まれた農村育ちの人は、田植え前の苗代田で、稲の害虫駆除をした経験をお持ちのことと思う。現在の別府市街の状況から想像するのは困難となつたが、戦前は市街地の家並みを外れると、段々畑の階段状の水田が、山裾まで展開していたのである。まして、本稿で紹介する明治三十八年（一九〇五）当時の別府町では、水稻耕作の占める位置が大きかったのはいうまでもない。

ところで、地租改正に成功した明治政府が、殖産興業政策の中に農業技術や作物品種の改良を組み込んだのは、明治十年頃からであった。しかし、農業生産の増大が具体的な施策となつて現われるのは、明治二十年代の終りである。工業化の進行にともなつて都市人口が増大し、大量の米消費者が出現することとなり、日露戦争後

の三国干渉以後の対露政策を遂行するためにも、これを支える農業生産力の向上は、政策にとつての急務となつていた。一方、一般化した肥料購入のために、農民もまた農業所得の増大を迫られていた。しかし、地主、小作関係にみられたような封建遺制の温存によつて、自力の改革は期待できない状態が続いていた。したがつて、わが国の農業革命は、寄生地主制を容認しながら、上からの指導によつて推進されることになつたのである。

つぎに掲げる史料は、明治三十八年（一九〇五）の日露戦争当時の政府の勤農政策が、大分県政を通して末端の速見郡別府町の農民に、どのように貫徹していったかを示すものであるが、ここでは稲の病害虫駆除に関するもののみを紹介しておきたい。

まず明治三十八年四月二十九日付『大分県令』（第二

十一号)に、「害虫駆除予防規則左ノ通改定ス」として全文十四条が示されているので、その中から稲の害虫駆除に関する部分を抄出してみよう。

第一条 (第二 駆除予防ノ方法)

一 浮塵子(ウンカ・サネモリ)

一 捕虫器ヲ以テ捕殺スルコト

二 苗代及び本田ニ於テ注油駆除ヲ行フコト

三 田面乾燥若ハ排水後又ハ畑ニ於テハ殺虫液ヲ以テ

茎葉ヲ洗滌シ或ハ撒布シ又ハ之ヲ適宜ノ器物ニ盛り

付着ノ害虫ヲ払ヒ落シ駆除スルコト

四 注油前ニ於テ田面ノ浮萍ヲ掬ヒ取り且ツ畦畔溝渠

等ノ雑草ヲ刈除スルコト

一 螟虫(ズイムシ・サシムシ)

一 捕虫器ヲ以テ螟蛾ヲ捕殺スルコト

二 点灯シテ螟蛾ヲ誘殺スルコト

三 卵塊ヲ採集シテ焼棄又ハ埋没スルコト

四 仔虫ノ蝕入又ハ蛹ノ棲息スル稻茎ハ根際ヨリ採取

リ焼却其ノ他ノ方法ヲ以テ殺虫スルコト

五 稻株ハ截断又ハ採集焼棄シ或ハ推肥ニ混シ醗酵セ

シメ湿田の稻株ハ埋没スルコト

六 螟害ヲ被リタル稻田の藁ハ焼却又ハ相当殺虫ノ方

法ヲ行ヒ或ハ螟蛾ノ脱出シ得サル装置ヲナシテ貯蔵

スルコト

一 苞虫(ツトムシ・ハマキムシ)

一 捕虫器ヲ以テ成虫ヲ捕殺スルコト

二 櫛形捕虫器ヲ以テ捲葉ヲ捲リ駆殺スルコト

一 螟蛉(アラムシ)

一 捕虫器ヲ以テ蛾ヲ捕殺スルコト

二 点灯シテ蛾ヲ誘殺スルコト

三 田面ニ殺虫液ヲ注キ仔虫ヲ払ヒ落シ駆殺スルコト

一 椿象(ホウ)

一 成虫ヲ捕殺スルコト

二 適宜ノ器物ニ殺虫液ヲ盛り虫ヲ払ヒ落シテ駆除ス

ルコト

三 茎葉ニ付着ノ卵塊ヲ摘殺スルコト

一 蝗(イナゴ)

一 苗代田ニ水ヲ湛ヘ殺虫液ヲ注キ駆殺スルコト

二 捕虫器ヲ以テ幼虫ヲ捕殺スルコト

一 切蛆(キリウジ)

一 幼虫ヲ拾ヒ集メ燒棄スルコト

二 苗代田ニ於テ、二昼夜計リ水ヲ張り、後之ヲ排出

シ周囲ニ溝ヲ設ケ、更ニ水ヲタタエ其ノ侵入ヲ防ク

コト (以下省略)

右に続いて、第二条では「毎年冬春ノ交ニ於テ耕地付近ノ畦畔溝渠岸脚堤塘等害虫潛伏ノ虞アル地ノ雜草ハ燒却又ハ刈払フヘシ」と規定されて、害虫駆除が年間を通して必要であったことを知るが、早春の野焼きは農村の風物詩であった。「害虫駆除予防規則」は、第六条で害虫發生の届出を規定し、第七条ではこれを受けて、

町村長ニ於テ前条ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ実地

ヲ調査シ、予メ期限ヲ定メ該田畑ノ作人ヲシテ本則ニ規定スル駆除予防方法ヲ行ハシムヘシ。

郡長町村長ニ於テ害虫又ハ黴菌田畑ニ發生シ若ハ害

虫冬季葉稈、刈株、雜草ニ棲息シ、或ハ發生ノ虞アルコトヲ發見シタルトキ亦同シ。(以下略)

さらに、第八条において、害虫や黴菌が広がり、またはその兆があるときは「町村長又ハ郡長ハ其ノ区域内作人ヲシテ同時ニ駆除予防ヲ行ハシメ、又ハ町村費ヲ以テ一斉ニ駆除予防ヲ行フヘシ」と、一斉駆除を規定し、そのために人手の不足するときは、町村長・郡長は「夫役ノ賦課」(第九条)ができるとした。この第八条・第九条に則して発せられた大分県令(例えば明治三十八年五月二十三日付県令二十九号)を受けて、速見郡内各町村の一斉害虫駆除が実施されることとなったのである。すなわち「別勸第二一七号」によると、次のとおりである。

本年本県令第二十九号ニ依リ速見郡令第三号ヲ以テ
稻害虫駆除予防ノ方法及日割左之通定メラレ候ニ付直
ニ無洩稻作者へ通達シ不実行者無之様取計可有之候也
追テ、害虫駆除ノ儀ニ付テハ是迄回数通達シタルモ、
間ニハ実行セサルモノアリ。大ニ不都合ノコト有之候
右ハ県令第二十九号ノ害虫駆除予防規則アリテ、其筋
ニ於テハ右県令ニ依リ用捨ナク処分セラレ、己ニ大分
郡ニテハ數十人其制裁ヲ受ケタルモノ有之趣ニ付、各

区長ハ親シク当業者ヘ示達規則違反者無之様注意セラ
ルヘシ

明治三十八年六月十三日

別府町長 友岡 正臣

右 区長 殿

一 稲苗代田畑ニシテ、左記日割ノ前日マテニ本田移植
ヲ終ヘサルモノハ、左記当日ニ注油又は殺虫液ヲ撒布
シ、害虫ヲ駆除スベシ

六月十五日 (旧五月十三日)

六月廿二日 (旧五月二十日)

六月廿九日 (旧五月廿七日)

別府町一円

一 稲初播 (灰植ノ事) 本田畑ハ左記期日ニ於テ注油
又ハ殺虫液ヲ撒布シ害虫を駆除ス

六月二十二日 別府町一円

一 稲苗ヲ本田ニ移植セントスルトキハ、其以前ニ督励
委員ニ検査ヲ請ヒ、移植ノ許可ヲ得タルモノニアラザ
レバ移植スベカラザル事

一 稲ハ正条植トナス事。若シ正条植トナシ難キ田地ハ

其反別ヲ記載シ、前以テ農会長ノ承認ヲ受クル事

一 正条植ノ定木ハ、農会ヨリ其方里々ニ見本品相回シ
有之候筈ニ付、督励委員ヲ問合せ、調製スルカ、又他
ニ工夫スルカ、何レニテモ本植以前ニ其用意ヲナシ置
本植ニ際シ不都合混雜ナキ様可致事

一 稲ヲ本植トナシタルトキハ、一筆毎ニ、反別町数、
稲主ノ姓名ヲ記載シタル高三尺以上ノ札ヲ立ル事

右によると、別府町長が郡役所の指令によって町内全域
の稲害虫の駆除方法と日割を、区長宛に通達し、一斉防
除に違反しないよう注意することを求めている。通達の
具体的な解説は避けたいが、田植えをする前に、苗代田
の稲の生育状態について督励委員の許可を得たものでな
ければ、本田移植をしてはならぬとあるのに留意したい。
ところで、明治三十八年七月十一日付で別府町農会長
安部辰平より朝見区の督励委員大野由太郎あてに次のよ
うな通知が出されている。

別紙ノ通ノ取調方郡役所ヨリ通達有之趣ヲ以テ町役
場ヨリ申来リ候ニ付、乍御苦勞其農区内田作者ニ就キ

御取調、来ル十七日迄ニ必ス町役場へ御差出相成度此
段申進候也

別紙の標題は「明治廿八年苗代田畑並正条植等取調書」
となつていて、稲苗代総反別（何百何十何ヶ所）をはじ
め、稻田総反別の内二毛作と一毛作の各々について、正
条植・準正条植・乱植の各総反別、また、灰植の分につ
いても総反別の内正条植・準正条植・乱植の反別（何百
何十ヶ所）の調査を求めている。さらに別紙には続け
て、「七島田」「市尾田」「里芋田」「生姜田」などの
総反別を報告するように、記載書式を示してある。なお
ここで、備考として次のように記してある。

- 一 正条植トハ立横共正角に植タルモノナリ
- 一 準正条植トハ立植横植ノ一方ノ正条植トナシタル
モノナリ

一 灰植も右ニ依リ取調ノ事（稲粃を実時きする事）
右の調査は稲の害虫駆除と関係がないように思われる
が、実は田植え後の稻田での害虫駆除の便宜のために、
正条植えを奨励しているのである。もちろん、正条植え
によって「田草取り」が容易となり増産の因をなしたこ

とも否めないが、ともあれ正条植の普及は、この時期の
「上からの」指導と強制によるものであったことが理解
されよう。その例証として、別府町役場より各区長あて
に出された通達を示すと、次の通りである。

別勸第二七三号

本年大分県令第三十六号ニ依リ速見郡令第四号並ニ
郡役所勸第一、三二七号ヲ以テ稲害虫駆除予防ノ方法
及施行日割左之通り定メラレ候ニ付、稲作者ハ其期日
ヲ違ヘズ必ズ実行致候様、各区内当業者へ無漏通達不
都合ノモノ無之様取計ヒ可有之候也

明治三十八年七月廿六日

別府町役場

各区長殿

- 一 浮塵子ニ対スル注油駆除

第一回油入

八月四日 本日ハ午前七時ヨリ例年ノ通り何レモ油入
ニ着手シ竹笹ノ如キモノヲ以テ虫ヲ掃ヒ落ス
コト

第二回油入

八月廿一日 (前同断)

二 螟虫に対スル採卵捕蛾及心枯掘取

七月廿七日ヲ初メトシ八月三十日ニ至ル迄五日目毎ニ
実行スルコト

三 稲田ヘハ一筆毎七月三十一日迄ニ反別、町数、稻主
ノ住所姓名ヲ記シタル建札ヲ必ス立置クコト

四 螟虫、螟虫ノ卵、螟虫ノ蝶ハ、一ツ金五毛ニテ農会
ヨリ買上ケノ筈ニ付、精々採取シ、督励委員ヘ現品持
参代金ノ支払ヲ受クベキコト

ところが第二回油入予定日の前日、八月二十日に町役
場より各区長あてに「去ル十六日洪水各所水害ノ為メ、
稲田石砂入り込所有之、又水路埋レ込ミノ箇所等有之候
ニ付」と豪雨による水害を承知の上で「右ノ箇所ヲ除キ
溜水有之稲田ヘハ注油セザルベカラサルニ付、明二十一
日ハ先達ノ通り必ス注油並ニ心枯稻株掘取り候様、稲作
者ヘ無漏通達可有之候也」(別勧第三〇一号)と厳命し
ている。これが当年七月五日付大分県令第三十六号を受

けたものであるのはいうまでもない。その内容は、本年
稲害虫が発生し、蔓延の徴があるので、稲作農民は「明
治三十八年大分県令第二十一号」第一条に依つて「本
命 發布ノ日ヨリ本年十月三十一日迄ノ間ニ於テ駆除予防ヲ
行フヘシ」というものであった。

さて、八月三十日付別勧第三一二号には、次のように
記してあるので、「上からの稲作指導」の具体例として
全文を掲げておく。

本年ハ非常ニ降雨頻リナル故、近来稲田ニ浮塵子並
螟虫(心ザシ・中ザシ・スムシ等ノ事ナリ)発生候ニ
付、今般大分県令第三十六号ニ基キ速見郡令第五号ヲ
以テ、第三回注油及螟虫駆除日割相定メラレ候ニ付、
左記ノ各項ニ依リ等閑ナク注油並螟虫駆除ヲ必ス実行
致候様稲作者ヘ無洩厳達可有之候也

明治卅八年八月三十日

別府町役場 (公印)

各区長殿

一 第三回稲田油入レノ事

九月一日(旧八月三日)

本町全部ノ稻作者ハ午前八時ヨリ油入レニ着手スルコト

右ハ過日ノ水害ニテ稻田ノ流失、石砂入等ニテ田水引入シ難キ田ヲ除ク外ノ稻田ニハ、悉ク油ヲ入レ笹付ノ竹等ニテ念入レニ虫ヲ水面ニ掃ヒ落スコト

一 螟虫ノ卵ヲ採リ、蛾ヲ捕ヘ並ニ心枯、穂枯ノ掘取ハ八月三十一日ヲ初トシ十月二十日(旧九月二十二日)マデ、五日目毎に必ズ実行スルコト

但シ、卵・蛾ハ町農会ニ於テ買上ケル筈ニ付、最寄委員ヘ持参買上ヲ求ムルコト。尚又、心枯・穂枯掘取ノ本数ハ委員ヘ届ケ出ルコト

一 九月一日ノ油入レ日ニハ、郡吏・警官・町吏・農会吏等出張スルニ付、油入等等閑ノモノハ相当処分セララルルニ付注意スルコト

ところで、当時の稻刈期日は別府町農会において決定していたが、鎌入期日は十一月初旬であった。稻害虫の駆除に関しては、先述のとおり年中の行事であるが、稻刈

り後も強い指導が加えられるに至った。その事情を同年十二月廿五日付の各区長あて通達(別勧第四一四号)によつて知ることができる。すなわち、

一 麦田ノ稻株ハ之レヲ拾ヒ集メ、良ク乾燥シ焼却スルカ、又ハ積肥ニ混交シ腐敗セシムルコト

一 春田ノ稻株ハ深ク株切ヲナシ、之レヲ拾ヒ集メ前ノ如ク取扱フコト

一 水田ノ稻株ハ土中ニ踏ミ込ムコト

右取調ノ為メ即今農務省技師本県へ出張中ノ趣ニ付、来ル廿九年一月十日迄ニ前記ノ通、必ス施行スルコト。翌十一日ニ至リ実施ノ検査可致ニ付、不都合無之様注意ノコト

一 耕地ノ農作者ハ来ル廿九年二月末日迄ニ耕地付近ノ畦畔溝渠岸脚堤塘等害虫ノ潜伏見込アル地ノ雜草ヲ焼却シ、又ハ取り焼却スルコト

右の項で注目すべきは、政府の役人(農務省技師)が本県に出張してきているので一月十日までに必らず施行

することとある点である。別府町役場では十二月二十八日付（別勸第四二四号）で、各督励委員に対しても「一月十一日ハ受持区域内ノ検査ヲ遂ゲ、若シ不実行者有之候トキハ督励実行セシメラレ度」と通知をしている。これは温泉旅館のある別府町に、政府の役人が宿泊する可能性が強かったからと推測するのは無理であろうか。ここにも「上からの指導」が色濃く浮びあがっているようである。

地獄の噴気を利用した食べ物

藤内喜六

現在の別府温泉が、古代より薬湯として広く知られていたとされる一つの話がある。

伊豫風土記逸文に「大穴持命が氣絶した少彦名命を蘇生させるため、豊後の速見の湯を、海（別府湾）底に下樋をくぐらせて引湯し、少彦名命にその湯をかけて蘇生させた。これが道後温泉の起りである…」と見える。

つまり、『現在の愛媛県の道後温泉の湯源は「速見の湯（別府温泉）」である』と信じていたのである。

別府地方の人々も、古代より温泉の恩恵を受けていたであろうことは、次の史料からでも想像できる。

時代は下るが、江戸時代の記録に「里の農民、常に浴びて（温泉）その業をなすに、終日耕やし、暮れに及びて、温泉に浴びて家に帰れば、筋骨やわらぎて、その日の労をたちまち忘るる…。朝夕欲する者、このほとりの村民都て無病にして、昔より長寿の者多しといえり…。湯の効験は数ふるにいとまあらず、うけ、上逆、頭痛、筋撃、折傷、腰痛、じろう、眼痛、麻症など、また、子なき者は誠に信をとりて、湯に二まわり入湯する時は必ず懐妊すること…」と薬湯としての効めを讃えている。また地獄の噴気も、かなり古い時代より、食物等の煮沸に利用していた。

「地獄にてよろずの食物を蒸し侍るなり。誠に薪炭の乏しければ、天幸ん賜ものなり…。その便利なることいふも更なり」と、その天恵を特記している。

今でも鉄輪温泉の旅館街は、食物の煮沸に地獄の噴気